

上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目

調査・確認の結果、上場適格性要件を満たしていると判断した項目について、右欄にチェックを入れてください。	
(1) 新規上場申請者が、投資者及び市場に対し公正誠実に行動し、かつ当取引所の市場の評価を害さず、よって当取引所に上場するに相応しい会社であること	
・新規上場申請者に対して、必要かつ適切な調査及び確認を行ったこと。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者の役員及び主要な株主等に対して、必要かつ適切な調査及び確認（必要に応じて、面接を含む。）を行ったこと。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者の設立準拠国及び営業活動国に関する問題点について、必要かつ適切な調査、確認（法律問題の検討を含む。）を行ったこと。	<input type="checkbox"/>
(2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること	
・新規上場申請者（その事業及び事業分野を含む。）に対する必要かつ適切なデュー・デリジェンス（以下「DD」という。）を実施したこと。	<input type="checkbox"/>
・DDの実施を第三者に委託する場合には、必要かつ適切なDDが、適切な外部専門家によって実施されたこと。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者の事業の概要及び財務情報その他新規上場申請者の特定証券情報等を作成する際に必要となる事項について調査及び確認を行ったこと。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者の役員及び従業員について、適切な調査及び確認（必要に応じて、履歴書、職務経歴書若しくは質問表の徴求又は面接を含むが、これらに限られない。）を行ったこと。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者の重要な拠点について、適切な調査及び確認（必要に応じて、現地調査を含む。）を行ったこと。	<input type="checkbox"/>
・DDにおいて発見・指摘された問題点を検討の上、上場適格性要件の充足に影響が生じないこと、又は当該問題点を解決するために必要かつ適切な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者から独立した、J-Nomad独自の法律顧問を任命したこと、又は任命の要否を十分に検討したこと。	<input type="checkbox"/>
(3) 新規上場申請者が、適切な取締役及び取締役会を有し、適切かつ効率的なコーポレート・ガバナンス、財務報告、監査報告及び内部管理の体制（TOKYO AIM上場規程を遵守することを含む）が整備され、機能していること	
・新規上場申請者の種類、規模及び企業特性、並びに各取締役の役割及び実績等に鑑みて、各取締役が適任であること。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス体制等が適切であること。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者並びにその取締役及び取締役会等に対して、TOKYO AIM上場規程その他関連する法令等に基づく義務を理解させたこと。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者並びにその取締役及び取締役会等が、TOKYO AIM上場規程その他	<input type="checkbox"/>

関連する法令等に基づく義務の履行のために、指定アドバイザーから必要かつ適切な指導及び助言を受ける体制を整備していること。	
・ロックアップ条項、ロックイン条項その他の規制について、新規上場申請者の社内手続きが確立していることを確認したこと。	<input type="checkbox"/>
(4) 新規上場申請者が、TOKYO AIM上場規程に基づく開示義務を履行できる体制を整備していること	
・新規上場申請者及びその提出する特定証券情報等が、TOKYO AIM上場規程その他関係する法令等を順守しており、特定証券情報等が適切に作成されていること。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者の提出する特定証券情報等が、TOKYO AIM上場規程に定める様式を順守し、正確な内容であること。	<input type="checkbox"/>
・新規上場申請者並びにその取締役及び取締役会等が、TOKYO AIM上場規程その他関連する法令等に基づき要求される発行者等情報及び適時開示情報を開示する体制を整備していること。	<input type="checkbox"/>
(5) 新規上場申請者が、反社会的勢力との関係を有しないこと	
・新規上場申請者が反社会的勢力との関係を有していないこと。	<input type="checkbox"/>

※この書面において用いられる用語は、指定アドバイザー規程及びTOKYO AIM上場規程において用いられる用語と同じ意義を有します。

※指定アドバイザー規程第20条に基づきこの書面を提出する場合には「新規上場申請者」を「上場会社」に読み替えるものとする。

以上